

(件名) 陳情をしても、請願・陳情検討会で陳情扱いが妥当ではないとされ、議長決裁で陳情扱いがされないことがあるが、そういった事例が制度上あることを公的に整備することを求める陳情

(陳情の趣旨)

陳情者の令和3年9月提出の「鹿児島県下の自治体において、国や県からの助成・補助を受けて行った事業の成果物のネット公開を義務付けることを求める陳情」、令和2年2月提出の「行政と司法当局のなれ合いが見られるため、司法当局の姿勢を県議会の場でただすことを求める陳情」が陳情として扱うには不適であるとされ、議会各会派への陳情書及び参考資料一式の配布で済まされている。

しかし、すべての国民に請願権が憲法第16条によって保障されている。

請願と陳情は異なるという主張がされるかも知れないが、請願法に定められている請願の条件は「第2条 請願は、請願者の氏名（法人の場合はその名称）及び住所（住所のない場合は居所）を記載し、文書でこれをしなければならない。」のみであり、紹介議員が必須であるとはしていない。

よって、憲法や請願法における「請願」は「国や地方公共団体の機関（国会、地方自治体の議会を含む）に対して、その職務に関する事項についての希望・苦情・要請を申し立てる行為をさしていることになる。

そして、請願法は、「第5条 この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。」としているため、氏名及び住所が記載された文書での陳情について、必ず受理をして、委員会審査にかける必要がある。

しかるに、鹿児島県議会では、陳情者の陳情を過去複数回に渡って陳情として扱うには不向きであるとして、陳情とは扱わず、参考資料を含めて県議会議員へ配布することとした。

具体的には、請願・陳情検討会で陳情扱いが妥当かどうかを検討し、その後、その結果を受けて、議長が陳情扱いするかどうかを決定したということが県議会事務局から説明されている。

しかし、請願・陳情検討会という委員会が存在すること自体が、県議会のサイトには記載がない。そのため、請願・陳情検討会の委員名を知るには、県議会事務局に尋ねるしか方法がない。更に、請願・陳情検討会の議事録も取られていないという。

また、鹿児島県議会のサイトの「議会運営委員会」のページには、所管事項として「陳情等の審査」が書かれているため、議会運営委員会と請願・陳情検討会との関係性が不明になってしまっている。

このような状況により、本来きちんと審査されるべき陳情が陳情扱いされず、そういった事態が起こっていること自体が県民には知らされていない。このような状況があることは、請願権の侵害と見なされる可能性がある。

以上の趣旨により、下記のことを陳情する。

記

1. 陳情扱いをしない場合の判断基準を文書として定めて、公開すること。（\*このことは行政手続法に根拠がある。）
2. 請願・陳情検討会の存在とその役割、及び構成員の氏名を県議会のサイトに公開すること。役割については、条例等でそれを定めること。

3. 請願・陳情検討会の議事録を作成し、保管すること。また、情報公開請求があった場合には開示すること。
4. 陳情扱いをしなかったものについて、その文面を議会の会期ごとに鹿児島県議会のサイトで公開すること。

以上